

★注意★ 18箇所の記入漏れがあります。全て記入後に提出をお願いします。

(様式2)

## 大阪市ふるさと寄附金返礼品提案書

※返礼品毎に1枚作成してください。

1.事業者名	申請日	
2.返礼品名称		
3.返礼品カテゴリ		
4.返礼品紹介文		

5.返礼品の要件(総務省が定める地場産品基準に該当するものに✓をいれてください。)

①返礼品の主要な部分を大阪市内で製造する食品や雑貨等(地場産品基準:三)

返礼品の製造加工工程		
市内	製造内容 (工程の詳細)	
	上記工程による付加価値の割合(理由)(※)	
	製造場所(住所)	
市外	製造内容 (工程の詳細)	
	製造場所(住所)	
	その他補足事項	

(※)市内での工程が製品に係る企画立案等のみの場合は、当該製品の価値の過半が大阪市内で生じている旨の証明書を本様式と併せて提出してください。

②市内で提供するサービス(食事・宿泊・体験等)(地場産品基準:七・七の二・七の三)

返礼品として提供するサービスの詳細	
サービス内容	
大阪市内の提供場所(店舗名、住所)	
店舗名	
住所	
その他補足事項	

③その他

地場産基準	
理由	

6.返礼品提供価格(税込)

返礼品提供価格		円	想定寄附金額 ※サイト上の金額
送料		円	(寄附金額の内、返礼品提供価格が3割以下)
消費税率			円

7.返礼品の内容量/内訳/カラー・サイズ選択等

--	--

8.アレルギー表示

--

9.原材料

--

10.賞味/利用期限	
11.提供可能時期	( )
12.提供可能数	( )
13.のし対応の可否	
14.配送希望事業者	( )
15.発送種別	
16.発送予定日	日
17.配送日時指定の可否	
18.発送不可日指定	
19.発送不可地域	
20.発送サイズ	
21.備考/注意事項	

--

22.その他、特記事項

--

★ 0.申請日:申請日を記入してください。

★ 1.事業者名:正式名を記入してください。(本社)

★ 2.返礼品名称:サイトに掲載する返礼品の名称を記入してください。

★ 3.返礼品カテゴリ:「工芸品・雑貨」「宿泊・体験」「食品・飲料」「未分類」を選択

★ 4.返礼品の紹介:ポータルサイトに掲載する返礼品の紹介文を記入してください。

★

5.返礼品の要件:当該返礼品に該当する事項に✓を入れ、その根拠を記入してください。(基準については地場産品基準のタブをご覧ください。)

★ ①返礼品の製造工程毎に、具体的に、何をどの場所で行っているか記入してください。

※製造場所が複数ある場合も、その内容を全て記入してください。

例) 市内の製造内容: ①ハンバーグの製造にかかる〇〇牛ブロック肉からのミンチ、調味、成形、焼き上げのほか、ソースの製造にかかる調理

②自社デザイナーによるデザイン、掃除機の主要な部分である吸引力を担保するファン設計など企画立案・商品開発

上記工程による付加価値の割合(理由): ①ハンバーグの製造工程のうち、原材料のブロック肉の仕入れから完成までのすべての工程を職人の手で一つ一つ行うことで、本工程による付加価値は返礼品の付加価値のうち約80%を占めているため。

②製造事業者から価値の過半が生じていることを証明されている。(別紙PDF証明書参照)

市内の製造場所: 大阪市〇〇区〇〇丁目△-△

市外の製造内容: ①箱詰め

②製造は中国。市外にて設計図によるファン・電気回路組み立て、梱包、出荷の工程を行っている。

市外の製造場所: □□市〇〇丁目△-△

その他補足事項: ①ソースに係る材料は市外において計量しているが、調査から調味など、製造に至る工程をすべて大阪市内で行っている。

②大阪市内で提供する内容を記入してください。

例1) サービス内容:食事の提供

店舗名:▲▲▲レストラン ①〇〇店、②□□店

住所:①大阪市〇〇区□□■丁目■番地■号 △△ビル●階 ②大阪市〇〇区□□丁目□番地□号

その他補足事項:大阪市内店舗のみで利用できる食事券を発行します。

例2) サービス内容:ホテル宿泊

店舗名:▲▲▲ホテル

住所:大阪市〇〇区〇〇丁目■番地■号

③ ①、②に該当しない返礼品について、地場産品基準五(市のPRを目的として生産されたオリジナルグッズ等であり、形状や名称、その他の特徴から市独自の返礼品であることが明白なもの)に該当する場合はその内容を、その他の場合は提案理由を記入してください。

6.返礼品提供価格(税込):

★ 返礼品提供価格には、送料を除き、梱包費・諸経費を含めてください。

★ 想定寄附金額は、寄附者が支払う金額です。最終的な寄附金額は大阪市が指定します。

★ 配送先により送料が異なる場合は、関東圏への送料を記入してください。

★ 7.返礼品の内容量/内訳/カラー・サイズ選択等:量や内訳の詳細を記入してください。

★

例1)●●●で利用できる飲食券3000円分(1000円×3枚)

例2)ディナーコース食事券:前菜・魚料理・肉料理・デザート×2名様分

例3)オリジナルトートバッグ1点(カラー:ピンク、ブルー、ブラックから選択)

例4)革靴1足、カラー選択(黒・茶・こげ茶)、サイズ(25cm~28cm※0.5cm刻み)

★

8.アレルギー表示:特定原材料8品目および特定原材料に準ずる20品目が含まれている場合、記入してください。

※5.返礼品カテゴリが「食品・飲料」の場合は記入してください。コンタミネーションに関する品目は、具体的に記入ください。また、含まれていない場合は「なし」と記入してください。

9.原材料:使用している原材料を記入してください。※3.返礼品カテゴリが「食品・飲料」の場合は記入してください。

例1)落花生、米粉、しょう油(小麦含む)、調味料(アミノ酸等)、例2)綿80%、ポリエステル20%

★ 10.賞味/利用期限:例1)製造日から冷凍保存60日、例2)発行日より6か月

★ 11.提供可能時期:「通年」or「期間限定」を選択。「期間限定」の場合は( )内に具体的な時期を記入してください。

★ 12.提供可能数:「制限なし」or「数量限定」を選択。「数量限定」の場合は( )内に具体的に記入してください。例1)数量限定:月100個限定

★ 13.のし対応の可否:「可」or「不可」を選択。

★ 14.配送希望事業者:希望がある場合は配送事業者をブルダグンから選択。「その他」の場合は( )内に配送業者名を記入してください。

★ 15.発送種別:発送が郵便やメールの場合は「常温」を選択。

★ 16.発送予定日:注文から発送にかかる日数を記入してください。

★ 17.配送日時指定の可否:「可」or「不可」を選択。発送方法が「郵便」「メール」の場合は記入不要。

★ 18.発送不可日指定:発送不可日があれば記入してください。

★ 19.発送不可地域:発送不可地域があれば記入してください。(沖縄・離島・諸島など)

★ 20.発送サイズ:梱包後のサイズ(3辺計)を記入してください。例)80サイズなど

★ 21.備考/注意事項:

★

例1)天然素材のため、模様の出方や色合いが写真と異なる場合があります。

例2)ディナーコースの事前予約が必要です。

★ 22.その他:特記事項があれば記入してください。

例)特別な梱包・配送方法が必要である。

## 【参考：地場産品基準の例】

※以下のいずれかに該当している必要があります

- 一 本市内において生産されたものであること。
- 二 本市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 本市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。
  - イ 食肉の熟成又は玄米の精白  
大阪府内において生産されたものを原材料とするもの
  - ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程  
当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が本市内で生じている旨の証明がなされたもの
- 四 返礼品等を提供する本市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 本市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 七 本市内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。
  - 七の二 本市内に所在する宿泊施設であって、大阪府内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、大阪府外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
  - 七の三 本市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。
    - イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの